



2021年2月12日

各位

会社名 株式会社ノーリツ  
代表者名 代表取締役社長 腹巻 知  
(コード 5943 東証第1部)  
問合せ先 取締役 竹中 昌之  
兼 常務執行役員  
(電話番号 078-391-3361)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2021年3月30日開催予定の当社第71回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

株主総会および取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第15条、第16条および第24条に定める株主総会および取締役会の招集者および議長を、それぞれあらかじめ取締役会において定めた取締役に変更するものであります。

##### 2. 変更の内容

別紙をご参照ください。

##### 3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日 2021年3月30日

定款変更の効力発生日 2021年3月30日

以上

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p>(株主総会の招集者)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き<u>取締役会の決議に基づき取締役社長</u>がこれを招集する。</p> <p><u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序に従い他の取締役がこれに代る。</p> <p>(株主総会の議長およびその権限)</p> <p>第16条 ① 株主総会の議長は<u>取締役社長</u>がこれにあたる。<u>取締役社長</u>に事故があるときには前条に準ずる。</p> <p style="text-align: center;">② (条文省略)</p> <p>第17条～第19条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条～第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し議長となる。<u>取締役社長</u>に事故ある時は、取締役会において予め定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第25条～第30条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条 (現行のとおり)</p> <p>(株主総会の招集者)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役</u>がこれを招集する。</p> <p><u>当該取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序に従い他の取締役がこれに代る。</p> <p>(株主総会の議長およびその権限)</p> <p>第16条 ① 株主総会の議長は<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役</u>がこれにあたる。<u>当該取締役</u>に事故があるときには前条に準ずる。</p> <p style="text-align: center;">② (現行のとおり)</p> <p>第17条～第19条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条～第23条 (現行のとおり)</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役</u>が招集し議長となる。<u>当該取締役</u>に事故ある時は、取締役会において予め定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第25条～第30条 (現行のとおり)</p>

以上